

# 通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ 「伝送サービス規律」について

---

平成20年10月21日

(社)日本ケーブルテレビ連盟

# 「検討アジェンダ」に対する意見(1)

## 1. 法体系全般

項目	意見
<p>2頁</p> <p>③ 具体的には、現状のサービスごとの「縦割り型」の法体系について見直しを行い、特に、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改め、レイヤー内及びレイヤー間の事業展開の自由度を高め、迅速かつ柔軟な事業展開が図られるようにするとともに、レイヤー内及びレイヤー間の規律を可能な限り合理化し、統一的な競争条件及び利用者保護を検討することは適当か。</p>	<p>放送のデジタル化やブロードバンド化等に伴う市場環境の激しい変化の中にあつて、ケーブルテレビも既に地上・BS放送のデジタル放送再送信や多チャンネル放送、高速インターネット、固定電話サービス等の放送・通信サービスの提供を同一伝送路で実施していますので、現状の「縦割り型」法体系から通信・放送の枠組みを撤廃した通信・放送の融合・提携型のサービスに対応した「横割り型」法体系への移行は賛同いたします。</p> <p>仮に、巨大通信事業者が「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有することになれば、情報の自由な流通、公正な競争の促進を妨げることが懸念されますので、巨大通信事業者による垂直統合は、何らかの規律が必要と考えます。</p> <p>現行のドミナントへの各種規制(レイヤー間取引、プラットフォーム機能等)を継続することを基本とした検討をお願いします。</p> <p>また、ケーブルテレビは、地上放送等の再送信の他に自主放送を行っており、「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有し、総合的かつ有機的に事業を行っておりますので、法体系の見直しに当りましては、ケーブルテレビの機能にも支障が生じないよう、検討をお願いいたします。</p>

# 「検討アジェンダ」に対する意見(2)

## 3. 伝送サービス規律

項 目	意 見
<p>4頁            (1)伝送サービス規律の再編            ③ 具体的には、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送 サービスと類型化できるもののうち規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通するものに係る規律については、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る方向で検討することは適当か。(当該体系で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討することは適当か。)</p>	<p>ケーブルテレビ事業は、多くの場合は地域独占となっています。</p> <p>したがって、チャンネルリースの規律は、現行通り必要と考えます。</p> <p>チャンネルリースの規律により、ケーブルテレビはこれまで受信障害対策共聴施設等における情報格差是正や、地方自治体におけるチャンネルリースによる行政情報などの提供により、地域貢献を果たしてまいりました。</p> <p>地域住民の「知る権利」を保障するために、チャンネルリースの規律を継続することが必要と考えます。</p> <p>◆ご参考 [チャンネルリースの具体的事例]</p> <p>◇受信障害対策共聴施設等における情報格差是正の事例            関東地区ケーブルテレビによる外郭環状道路周辺の受信障害対策共聴施設約65千世帯への多チャンネル(CS放送・コミュニティチャンネル)の配信等</p> <p>◇地方自治体による行政情報などの提供事例            関東・信越・東海・中国地区等の地方自治体によるケーブルテレビを利用した地域行政情報の提供(行政チャンネル等)</p>

# 「検討アジェンダ」に対する意見(3)

## 3. 伝送サービス規律

項 目	意 見
<p>4頁 (2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し有線テレビジョン放送施設について、引き続き現行規律(設置の許可制、他の有線テレビジョン放送事業者に対する施設の提供義務、譲渡等の認可制、円滑な設置についての国等の配慮規定等)を維持する方向と、現行規律を緩和して電気通信回線設備を設置する電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適当か。</p>	<p>現行の有線テレビジョン放送法の「設置の許可制」等の現行規律は、ケーブルテレビが果たしている機能・役割を維持するためには有効に機能していると考えます。</p> <p>例えば、設置の許可制について、国民に影響を与える一定の規模を超えるケーブルテレビ事業者が、何の規律もなしに事業を開始し、また自己の都合により廃止することは、国民の「知る権利」の確保や「受信者利益」の保護が損なわれことになるため、今後とも施設の許可、許可の基準に対する一定の規律が必要と考えます。</p> <p>この度の検討に当りましては、これらの現行規定は維持する方向で検討することが適当と考えます。</p>

# 「検討アジェンダ」に対する意見(4)

## 3. 伝送サービス規律

項 目	意 見
<p>4頁 (4) その他検討すべき事項 上記(1)～(3)以外に検討すべき事項はあるか。</p>	<p>ケーブルテレビでは不法受信の問題が発生しています。 これはアナログ放送もしくはデジタルの有料放送サービスのスクランブルを違法チューナー等により解除し、ケーブルテレビ事業者との契約なしに無断で受信する行為で、当該行為は抑止されないばかりか、新たな形態の不法受信も顕在化しつつあります。</p> <p>こうした事情を踏まえ、法律の規定により適切に対処し得るよう、行為規制、罰則規定等を含めて検討していただくようお願いいたします。</p> <p>◆ご参考 [米国の事例]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1996年改正の連邦電気通信法(633条(47U.S.C.553))。</li><li>・ ケーブルテレビ事業者の許可なしに放送を受信・傍受することを禁止、違反者には刑罰。</li><li>・ 一般罰則: 罰金額最高\$1,000、禁固刑6ヶ月以内いずれか、又は両方。</li><li>・ 商業目的(製造・販売を含む): 罰金額最高\$50,000(常習者\$100,000)、禁固刑2年以内(常習者5年以内)いずれか、又は両方。</li><li>・ サテライト放送、ワイヤレス放送等にも同様の規定がある(705条(47U.S.C.605))。</li></ul>

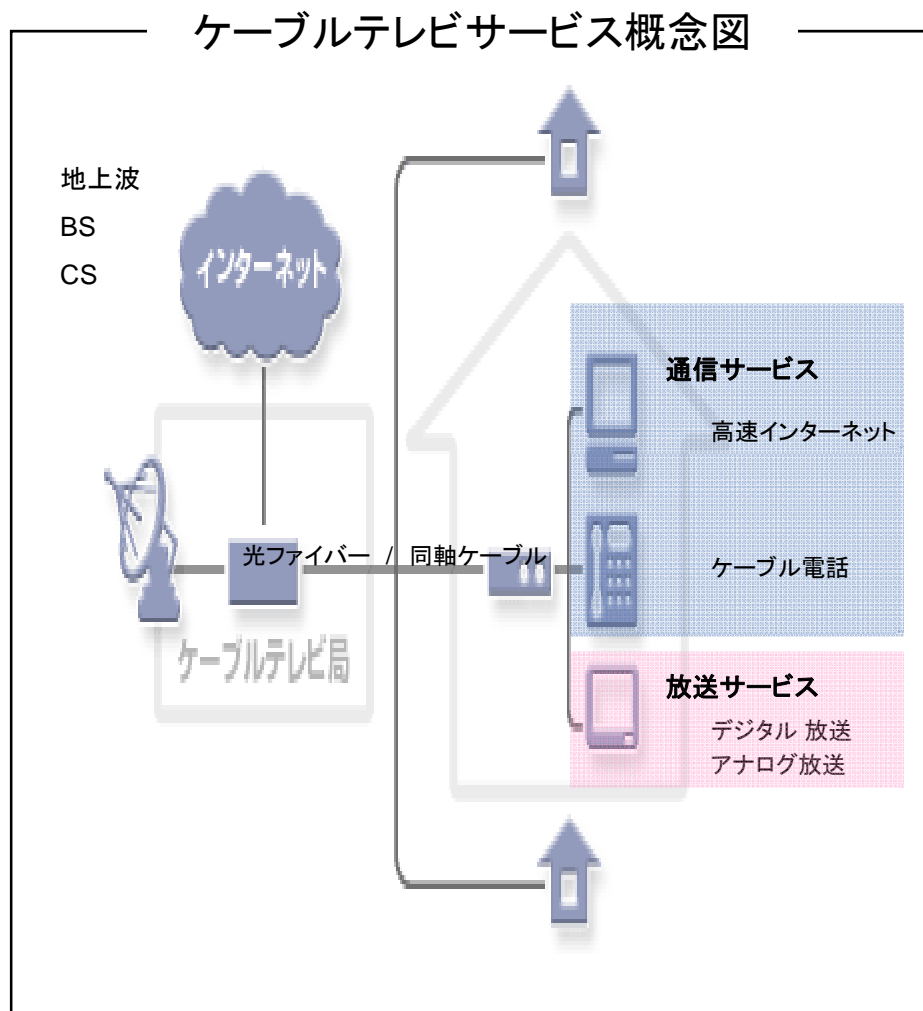
# 「検討アジェンダ」に対する意見(5)

## 3. 伝送サービス規律

項 目	意 見
<p>4頁 (4) その他検討すべき事項 上記(1)～(3)以外に検討すべき事項はあるか。</p>	<p>通信・放送の技術基準に関し、「放送」の伝送は、電波かケーブルテレビ(有線)かの違いがありますが、一致しているのは同時に同じサービスを優位の差なく、確実に多くの視聴者に届けているということであります。</p> <p>現在、「放送」を伝送する、電波やケーブルテレビは、それぞれの法律や技術規定により、厳しくそれぞれの役割を果たすことが求められています。</p> <p>したがって、このような「放送」としての、「同時に」・「安定的に」・「確実に」・「同じ品質」でサービスが行えるよう、技術基準が確保されることが必要があると考えます。</p>

以上

# (ご参考) 1. ケーブルテレビの事業概要 & 事業規模



事業概要

◇事業者数(連盟会員)	※H20/3
・通信サービス	
高速インターネット	: 315社
ケーブル電話	: 137社
・放送サービス	: 357社
◇加入世帯数	※総務省データ(H20/3)
・通信サービス	
高速インターネット	: 386万件
ケーブル電話	: 172万件
・自主放送サービス	: 2,200万世帯

## (ご参考) 2. ケーブルテレビの事業概要 & 事業規模

### 事業規模

※連盟データ(H20/3)

#### ケーブルテレビ事業者形態

- ・MSO(統括運営会社)所属 : 45社  
 ※J:COM、JCN、Mediatti、CNCi
- ・独立運営会社 : 313社  
 ※事業区域は行政区域単位が多い

総接続世帯 (≒自主放送受信)	事業者数	総接続世帯数
50万～	6(2%)	586(27%)
10万～50万	50(14%)	953(43%)
1万～10万	163(45%)	590(27%)
～1万	139(39%)	57(3%)
計	358社	2,186万

#### 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 概要

- ・ケーブルテレビ事業者(正会員) : 364社 (全国12支部) ※含MSO:4社、広域事業者:2社
- ・番組供給事業者(正会員) : 67社
- ・賛助会員 : 84社



## (ご参考) 3.サービス内容

### 通信サービス

※連盟データ(H20/3)

・高速インターネット		386万件
内訳	～100Mbps	383万件
	100Mbps～	3万件
・ケーブル電話		172万件
内訳	プライマリー電話	166万件
	セカンダリー電話	6万件

### 放送サービス

※総務省データ(H20/3)

・総接続世帯数		2,986万世帯
内訳	自主放送受信世帯	2,197万世帯
	(内有料多チャンネル契約世帯)	700万世帯)
	(内電波障害対策委託業務対象世帯)	650万世帯)
	電波障害対策施設加入世帯	789万世帯